

(財)日本建設情報総合センター研究助成事業

中小都市における電子入札制度の効果報告書

平成15年11月

中小都市における電子入札制度の効果

目次

- 1 . 研究の目的と背景
- 2 . 長崎県下市町村へのアンケート
 - 2 - 1 アンケート
アンケート用紙
対象市町村
- 3 . アンケート結果と考察
 - 3 - 1 電子入札制度に関する市町村の認識
 - 3 - 2 電子入札制度導入による自治体のコスト削減
 - 3 - 3 企業側における電子入札制度のコスト削減効果
 - 3 - 4 入札の透明性
 - 3 - 5 工事費の低減
 - 3 - 6 市町村の電子入札制度導入へのスタンス
- 4 . 結論
- 5 . 資料

1 . 研究の目的と背景

公共事業への電子入札制度の導入が進められつつある。

電子入札制度は入札事務のコスト削減を当面の目的としているが入札の透明性の向上、発注工事コストの縮減の効果も生じており、公共工事の改善に役立つものと期待されている。

電子入札制度の導入は、横須賀市などの自治体から始まり、現在国土交通省や県などで実施されている。もちろん公共事業は中小の自治体でも実施されているが、これまで電子入札制度の導入は進んでいない。

この研究は中小都市（市町村）において電子入札制度を導入することの効果について予測しようとしたものである。

長崎県では公共工事の入札をめぐる公正取引委員会や警察の摘発がつついており、公共工事のあり方への関心は高いものがある。

電子入札制度が公共工事の改善に資することが出来ればおおきな意義を有するものと思われる。

2 . 長崎県下市町村へのアンケート

2 - 1 アンケート

アンケートは県下79市町村の長（市長、町長、村長）に対して送付し59箇所から回答を得た。回収率は74.7%（2003.9.3.現在）である。

アンケートは各自治体の公共工事入札の実務担当者に記入していただくよう要請した。

アンケート記入は効果の有無についての担当者の予測判断が中心となったが、その理由についても記述式で回答を求めた。

以下にアンケート用紙と対象市町村を挙げる。

アンケート用紙

「地方自治体における電子入札システム導入の効果」に関するアンケート

記入にあたられる方の個人的なお考えで結構です。

調査結果についての町(村)名やご記入担当者のお名前を公表することはありません。

8月20日までにご返信下さい。

1. 電子入札システムについて知っていますか。

() 1.よく知っている。

() 2.ある程度は知っている。

() 3.ほとんど知らない。

2. 国土交通省では平成15年からほとんどすべての直轄事業に電子入札が導入されていることを知っていますか。

() 1.知っている。

() 2.知らなかった。

3. 「電子入札の導入によって自治体側の入札事務に要するコストが節減される」という意見がありますがあなたはどう思いますか。

() 1.そう思う。

() 2.必ずしもそう思わない。

() 3.そうは思わない。

理由()

4. 「電子入札の導入によって企業側でも入札に関するコストが節減される」という意見がありますがあなたはどう思いますか

() 1.そう思う。

() 2.必ずしもそう思わない。

() 3.そうは思わない。

理由()

5. 「電子入札の導入によって入札の透明性が増す」という意見がありますがあなたはどう思いますか

() 1.そう思う。

() 2.必ずしもそう思わない。

() 3.そうは思わない。

理由()

6. 「電子入札の導入によって工事の競争性が増して工事費の低減がはかられる」という意見がありますがあなたはどう思いますか

() 1.そう思う。

() 2.必ずしもそう思わない。

() 3. そうは思わない。

理由 ()

7. 昨年度の貴町(村)における公共工事の発注についてお聞かせ下さい。

昨(平成 14 年)度の発注工事の予定価格の合計 (A 千円)

落札額の合計 (B 千円)

落札率 (B/A= 千円)

8. 入札制度及電子入札に関して考えておられる課題があれば自由にお書き下さい。

--

9. 差し支えなければご記入下さい。

記入者名	
部署	
連絡電話番号	

アンケートへのご協力ありがとうございました。

このアンケートに関する問い合わせ先

長崎大学環境科学部 石崎研究室

石崎勝義(TEL : 095-843-1808)

(FAX : 095-843-1808)

担当 : 三浦真慈

対象市町村

- 〒857-0028 長崎県佐世保市八幡町1 - 10 佐世保市役所
- 〒856-0834 長崎県大村市玖島1 - 25 大村市役所
- 〒855-0045 長崎県島原市上の町537 島原市役所
- 〒853-0007 長崎県福江市福江町478 福江市役所
- 〒859-5121 長崎県平戸市岩の上町 1508 - 3 平戸市役所
- 〒851-1201 長崎県西彼杵郡伊王島町伊王島3271 伊王島町役場
- 〒851-2413 長崎県西彼杵郡外海町神浦夏井郷391 外海町役場
- 〒851-3212 長崎県西彼杵郡琴海町長浦郷2664 琴海町役場
- 〒851-0310 長崎県西彼杵郡香焼町1070 32 香焼町役場
- 〒851-1315 長崎県西彼杵郡高島町1728 - 1 高島町役場
- 〒859-0401 長崎県西彼杵郡多良見町化屋名1800 多良見町役場
- 〒857-2413 長崎県西彼杵郡大島町間瀬本町1区1894 - 5 大島町役場
- 〒851-2128 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659 - 1 長与町役場
- 〒859-3614 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518 - 1 川棚町役場
- 〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850 - 6 東彼杵町役場
- 〒859-0132 長崎県北高来郡高来町三部壱名528 高来町役場
- 〒859-0165 長崎県北高来郡小長井町小川原浦名500 小長井町役場
- 〒854-0301 長崎県南高来郡愛野町甲3938 愛野町役場
- 〒859-2601 長崎県南高来郡加津佐町己2792 - 1 加津佐町役場
- 〒859-1107 長崎県南高来郡吾妻町牛口名714 吾妻町役場
- 〒859-2504 長崎県南高来郡口之津町丙4252 口之津町役場
- 〒859-1311 長崎県南高来郡国見町土黒甲1100 国見町役場
- 〒854-0514 長崎県南高来郡小浜町北本町14 小浜町役場
- 〒859-1504 長崎県南高来郡深江町丁2150 深江町役場
- 〒859-1206 長崎県南高来郡瑞穂町西郷辛1285 瑞穂町役場
- 〒857-0413 長崎県北松浦郡小佐々町楠泊免690 - 3 小佐々町役場
- 〒857-4901 長崎県北松浦郡宇久町平郷2581 - 5 宇久町役場
- 〒859-6326 長崎県北松浦郡吉井町立石免457 - 5 吉井町役場
- 〒859-6101 長崎県北松浦郡江迎町長坂免263 江迎町役場
- 〒857-0311 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168 - 2 佐々町役場
- 〒859-6204 長崎県北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免290 - 2 鹿町町役場
- 〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376 小値賀町役場
- 〒853-0701 長崎県南松浦郡岐宿町岐宿郷2535 岐宿町役場
- 〒853-0411 長崎県南松浦郡玉之浦町玉之浦郷763 - 2 玉之浦町役場
- 〒853-0601 長崎県南松浦郡三井楽町濱ノ畔郷1473 - 1 三井楽町役場
- 〒853-2301 長崎県南松浦郡若松町若松郷277 - 7 若松町役場

〒857-4404 長崎県南松浦郡上五島町青方郷1585 上五島町役場
〒817-0022 長崎県下県郡巖原町国分1441 巖原町役場
〒817-1201 長崎県下県郡豊玉町仁位380 豊玉町役場
〒817-1602 長崎県上県郡上県町佐須奈甲567 - 3 上県町役場
〒859-4502 長崎県松浦市志佐町里免365 松浦市役所
〒850-0031 長崎県長崎市桜町2 - 22 長崎市役所
〒859-5121 長崎県平戸市岩の上町1508 - 3 平戸市役所
〒854-0014 長崎県諫早市東小路町7 - 1 諫早市役所
〒857-3101 長崎県西彼杵郡崎戸町蛸浦郷1646 - 7 崎戸町役場
〒851-0403 長崎県西彼杵郡三和町布巻111 - 1 三和町役場
〒851-2105 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274 - 1 時津町役場
〒851-3504 長崎県西彼杵郡西海町木場郷2235 西海町役場
〒851-3305 長崎県西彼杵郡西彼町喰場郷736 西彼町役場
〒857-2302 長崎県西彼杵郡大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222大瀬戸町役場
〒851-0505 長崎県西彼杵郡野母崎町野母1665 野母崎町役場
〒859-3715 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660 波佐見町役場
〒854-0203 長崎県北高来郡森山町森山本村名1300 森山町役場
〒854-1112 長崎県北高来郡飯盛町開名1929 - 3 飯盛町役場
〒859-2211 長崎県南高来郡西有家町里坊96 - 2 西有家町役場
〒854-0405 長崎県南高来郡千々石町戊582 千々石町役場
〒854-0703 長崎県南高来郡南串山町丙10538 - 4 南串山町役場
〒859-2412 長崎県南高来郡南有馬町乙1023 南有馬町役場
〒859-2112 長崎県南高来郡布津町乙1623 - 1 布津町役場
〒859-2305 長崎県南高来郡北有馬町戊2747 北有馬町役場
〒859-2202 長崎県南高来郡有家町山川58 有家町役場
〒859-1492 長崎県南高来郡有明町大三東戊1327 有明町役場
〒859-6408 長崎県北松浦郡世知原町栗迎免246 - 1 世知原町役場
〒859-5703 長崎県北松浦郡生月町里免1660 生月町役場
〒859-5802 長崎県北松浦郡大島村前平1840 - 1 大島村役場
〒859-4305 長崎県北松浦郡鷹島町中通免1718 - 2 鷹島町役場
〒859-4825 長崎県北松浦郡田平町山内免387 - 1 田平町役場
〒848-0403 長崎県北松浦郡福島町塩浜免2944 福島町役場
〒857-4512 長崎県南松浦郡新魚目町榎津郷491 新魚目町役場
〒853-2201 長崎県南松浦郡奈留町浦郷1818 - 1 奈留町役場
〒853-3101 長崎県南松浦郡奈良尾町奈良尾郷379 奈良尾町役場
〒853-0201 長崎県南松浦郡富江町富江郷165 富江町役場
〒857-4211 長崎県南松浦郡有川町有川郷720 - 1 有川町役場
〒817-0322 長崎県下県郡美津島町鶏知甲550 - 2 美津島町役場

〒817-1701 長崎県上県郡上対馬町比田勝170 上対馬町役場
〒811-5521 長崎県壱岐郡勝本町西戸触182 - 5 勝本町役場
〒811-5215 長崎県壱岐郡石田町石田西触1290 石田町役場
〒817-1301 長崎県上県郡峰町三根451 峰町役場
〒811-5301 長崎県壱岐郡芦辺町芦辺浦562 芦辺町役場
〒811-5133 長崎県壱岐郡郷ノ浦町本村触562 郷ノ浦町役場

3 . アンケート結果と考察

アンケートの設問1～6の回答結果を図1～6に示す。また各設問の「回答理由」と自由記入欄への回答は資料として添付した。

以下に項目毎に結果の説明と考察を述べる。

3 - 1 電子入札制度に関する市町村の認識

問1と問2は市町村の電子入札制度に関する認識を調査したものである。

電子入札システムについて「ある程度は知っている」と答えた自治体は76%にのぼる。よく知っていると答えた自治体もあり、市町村の電子入札制度についての認識はかなり高いものがある。

問2では国土交通省が直轄事業について実施中の電子入札導入について知っているかどうかを問うたものである。約半数の48%がこの事業を知っている。市町村の電子入札制度に関する関心はかなり高いと思われる。

3 - 2 電子入札制度導入による自治体のコスト削減

問3は電子入札制度導入によるコスト削減効果を自治体担当者がどのように見ているかを問うたものである。

市町村の71%は「必ずしもそう思わない」としており、7%の「そうは思わない」自治体を加えると全体で78%がコスト削減効果に否定的な見解を示している。

その理由を「回答理由」の記述から整理してみると次のようになる。

理由1 もともと工事件数が少なく入札事務にそれほどのコストはかかっている。

工事件数が少ない自治体ではそう思わない。

事務的には同レベルと思う。

現在のところ入札件数が少なくシステム導入費用、保守料の金額次第ではコスト増大も予想される。

自治体側としては、従来より入札経費はほとんどかかっていると思われるため。

本町の場合、現在の入力事務にそれほどコストを要していない。

少額の発注金額が大半であるため指名競争入札が多い。

理由2 電子入札に対してシステム構築に費用がかかる。

電子入札に対してのシステム構築にかかる初期投資が必要

初期投資、一元管理のための組織の新設、維持管理を要すること。

年間入札件数が少ない自治体では導入コストに見合うか疑問がある。

電子入札システム導入費が高額である。

導入時のシステムの設置費、その後の維持管理、保守等。

機器設備、認証費用等の建設コストの増大。

電子入札システムの維持管理に相当の費用を要すると考えられる。

本町規模の場合（発注件数が少ない）コスト削減効果は少ないと思う。

毎年減少している事業量に対して、システム導入及び運用コストが高すぎる。

電子入札を導入するのにコストがかかる。入札事務が複雑化する。

理由3 電子入札によって削減される事務の他に削減されない入札事務が残る。

一回で落札の場合はよいが二回目となった場合、時間がかかると思われる。

入札制度そのものを見直さなければ、事務量は変わらない。

電子入札が行われても、調書、報告書等を課で回覧すると思うので、事務費節減になるとは思わない。

理由4 業者側の対応能力

市町村が対象とする企業はほとんど地元の小企業であり対応できない。

電子入札に対応できるよう整備が必要となる。また地元業者の中には対応できる業者も少なく、紙による事務も併用することになり、煩雑化が予想される。

一方、電子入札の導入によって入札事務に要するコストが削減されるという意見も22%あった。その理由は次のようである。

人的・事務的成本削減が期待できると思う。

入札会の必要がなくなる。

紙資源の節約など。

入札参加者を増加させることで開札等に要する事務量も増加するが電子入札の導入により、その事務量を軽減することができる。

また「必ずしもそう思わない」と回答したものの中にも入札の方式（指名競争、一般競争）と関連して理由を挙げたものがある。

電子入札のスケール的なメリットが考えられる一般競争入札を本町は実施しない。

少額の発注金額が大半であるため指名競争入札が多い。

以上の回答を見ると、「自治体側の入札事務のコスト削減については効果があるものの削減される事務量はそれほど多くない。一方でシステム構築にコストがかかるので全体として大きなコスト削減は期待できない。」としているように思われる。

3 - 3 企業側における電子入札制度のコスト削減効果

問4は企業側において電子入札制度を導入した場合のコスト削減効果を自治体関係者がどのように見

ているかを問うたものである。

「そう思う」と答えた自治体は45%である。「そう思わない」と「必ずしもそう思わない」の数は合計55%と過半数をこえる

「そう思う」と答えた自治体があげた理由は以下のようである。

入札者の人員が削減できる。

紙資源の節約、人件費、移動コストの削減など。

人間の移動分の省力化になる。

人・物の移動が減る。

入札の時間を制限されず交通費も節減できる。

「そうは思わない」と「必ずしもそう思わない」と答えた自治体があげた理由は以下のようである。

電子入札を導入するのにコストがかかる。入札事務が複雑化する。

少額の発注金額が大半であるため指名競争入札が多い。

人件費、移動コストに限ればそう思うが、その他の経費が増える可能性もあると思う。たとえば、工事費見積もりがよりシビアにならざるを得ず、その人件費が建設コストに影響する事もあるかもしれない。

一回で落札の場合はよいが、二回目となった場合時間がかかると思われる。

現在の入札の状況から、入札のコストが節減されるほどかかっているとは思われない。

ハード、ソフトの導入及び維持管理に相当の費用を要すると思われる。

例えば交通費節減もその一つであるが、市町村レベルでは狭いエリアであり効果はない。

小規模な地元業者の排除につながる。

事務の効率化は図られると思うがコスト節減は？

以上の回答を見ると「回答者の多くは、コスト削減に関しては効果はあるもののその大きさについては限定的である」と考えているように思われる。

3 - 4 入札の透明性

問5は電子入札の導入によって入札の透明性が増すかどうかを問うたものである。

「そう思う」と答えた自治体は49%である。

「そう思わない」と「必ずしもそう思わない」と答えた自治体は合計48%である。

まず、「そう思う」と答えた自治体が挙げた理由をみると以下のようである。

公表することによって透明性は増す。

恣意的な行為が排除される。

入札結果等、広くネット上で公表することにより透明性が増すと思われる。

入札する工事の概要等をインターネット上で公表するため。
誰でも閲覧できるようにすることで透明性が増すと考えられる。

透明性が増すと答えた自治体は電子入札と入札結果の公表を一体として捉えているように見える。

一方「そう思わない」と「必ずしもそう思わない」と答えた人が挙げた理由は以下のようである。

談合に関して、入札者が一堂に会しなくても別の手段で話し合いは出来る。

指名競争入札等において、事前に業者間での談合等が行われれば、必ずしも工事費の低減につながるとは思わない。

所詮は発注者と企業の信用問題である。

一般入札ではそう思う。指名競争入札ではそう思わない。

透明性が増す理由が分かりません。

電子入札を導入しても透明性が増すと考えていない理由には、「やはり談合が行われるのではないか」と考えているように思われる。

3 - 5 工事費の低減

問6は「電子入札の導入によって工事の競争性が増して工事費の低減がはかられる」という考えについて、どう見ているかを問うたものである。

「そう思う」と答えた自治体は40%であったが、「必ずしもそう思わない」と答えた自治体は58%と多くなった。

「そう思う」と答えた自治体が挙げた理由は以下のようである。

競争性が増すことで落札率が下がることが予想されるため。

談合を防止するため

入札参加者がわからないことで談合が減少し競争性が増すと考えられる。

指名、一般入札の参加者数が業者間で分からなくなる 談合がしにくくなる。

電子入札制度の普及により、一般競争入札を行う場合が増えれば競争性は増すと思う。

次に「必ずしもそう思わない」と答えた自治体が挙げた理由は次のようである。

電子入札も紙入札も競争性は変わらないのではないかと。

談合そのものを無くさない限り競争性が増すことは無い。

入札の競争性・透明性の確保の観点からは望ましいが、不良・不適格業者の排除等の問題があり難しい。

業者間での接触がなくなるとは限らないと思う。

目的物を完成させるための工法は、ある程度限られており、電子入札の導入だけで工事費の低減

が図られるとは思えない。

設計図閲覧、現場説明会等の方法、入札参加者公表の有無等の環境整備が条件になること。

入札方法による。指名競争入札では低減がはかられるとは到底思えない。

低入札だけが健全な公共工事のあり方とは思えない。

以上のように、「電子入札が工事費の低下に結びつくには入札方法や手続きなどの環境整備が必要である」と考えているように思われる。

また、工事費の低減そのものを健全な公共工事のあり方として疑問に考えている自治体があることがわかる。

3 - 6 市町村の電子入札制度導入へのスタンス

今回のアンケートの末尾に自由記入欄を設けたところ 15 自治体の記入があった。その中に当該自治体の電子入札制度導入へのスタンスが読みとれるので以下に要約して載せる。

電子入札制度導入には問題があるとする自治体

町規模での発注工事に対応する中小業者が電子入札の導入を行えるか利用できるかも問題。

地元企業のなかにはインターネット接続の環境が整っていないところもある。

中小企業の中にはインターネットをつないでいない会社もあるので、企業間の格差が生じないのか、また、つないでもインターネットを使いこなせない企業も出てくると思うので、行政側の対応も重要となってくると思う。電子入札と書面での入札の併用等。

競争性が高まることによって、倒産件数が増加し、地域経済が混乱する恐れがある。

事業所でのパソコン（インターネット）の普及。（当市においても小規模事業所での普及が低い）電子入札システム導入には多額の経費がかかる。審査通知等の事務量が増えることが予想される。

国、県等の事業であれば必要であるが、小さな市町村ではシステムの導入費等を考えれば電子入札の導入は難しい。

国、県などのように入札だけを担当する部署、職員がいれば良いが本町では発注から完成まで各課で（主に建設課）で行うため導入のためには設備人材の充実が必要となる。

電子システムの構築がよければ（県内同一システム等）大手企業は十分に対応可能と思われる事から大規模工事には適しているかと思われる。しかしながら中小企業（零細企業）についてはシステムのハード費用、運用費用を考えると厳しいものがあるのではないかと考えられる。このため当分の間は電子入札規模に一定の制限をかけるべきであると思う。

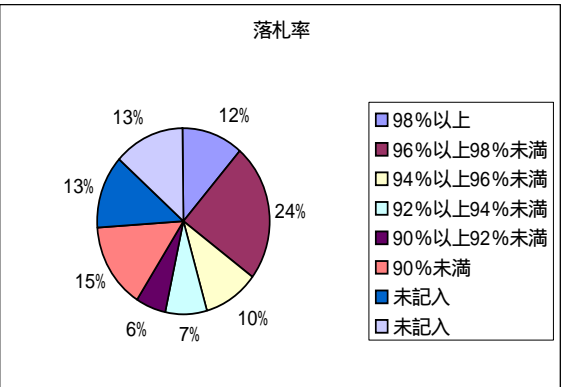
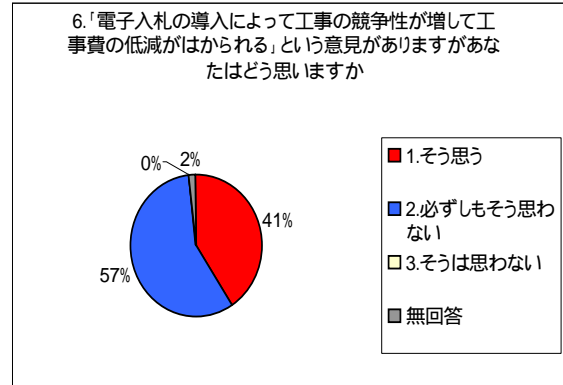
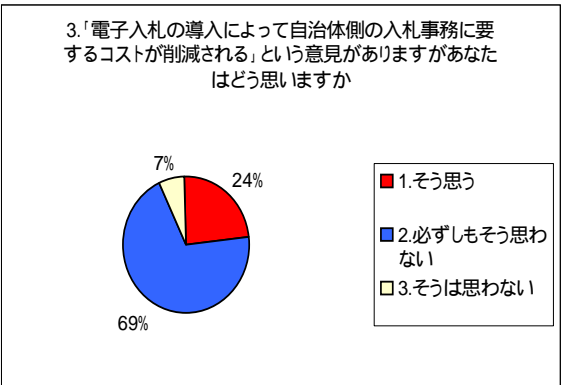
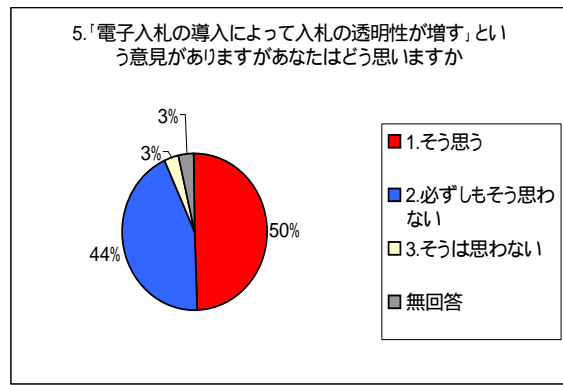
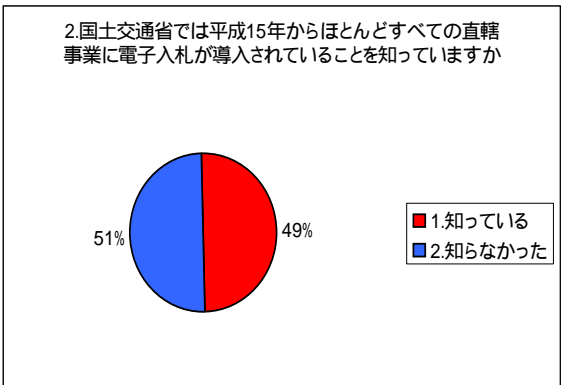
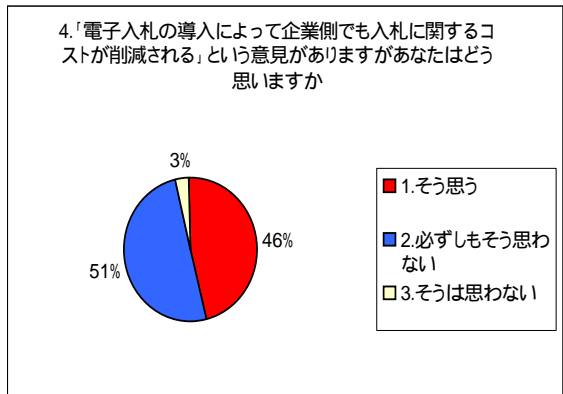
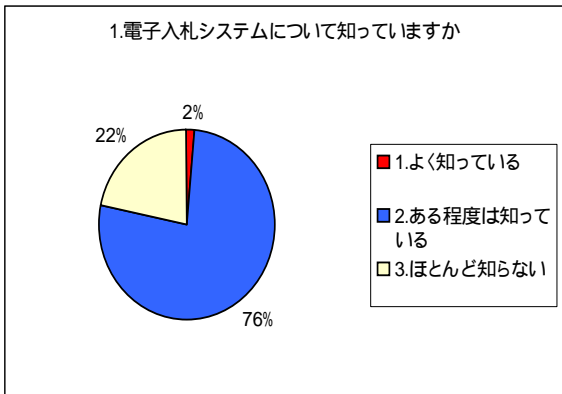
電子入札導入に関心があると表明している自治体

本町では入札担当事務の者がおらず建設課で入札を実施している。電子入札は非常に良いと思われるが、一件の入札では担当者がつきっきりになるかと思われる。現行の紙入札では一件で

5分～10分くらいで終わる。一度福岡市で開かれた研修会に出席したがまだまだ先の事だと考えていた。長崎県でもシステム導入に関する説明会でも開いていただけたらと思っている。現在のところ導入予定はないが県、近隣市町村の動向をみて導入計画を立てたい。

導入に向けての環境システム等の説明会を開催してほしい。

電子入札の導入については、業者の負担を考えると、全国的に統一されたシステムであることがまず第一の条件であると思われる。各自治体ごとに違うシステムでは、受注者側の対応が不可能ではないか。また、ネットワークを介して行う以上、セキュリティに対するより一層の教育が必要となるのではないか。いずれにしろ、入札に関わるすべての者（発注者、受注者問わず）の意識を変えなければ、方法を変え、制度の見直しを行っても、必ず不正は行われると思う。



落札率の平均は 94.1%

4 . 結論

長崎県下市町村へのアンケートによる電子入札制度に関する調査は導入効果に関して慎重な意見が多かった。

とくに自治体における入札事務のコスト削減の効果については「削減される」との見通しを示した自治体は3割弱であった。

企業側でのコスト削減効果、入札の透明性向上、工事費の低減についてはこれより賛成が多かった。しかし記述回答を分析すると全面的な賛成は少なく、多くは入札方式を含む入札事務体系の見直し、入札関係者の意識改革を条件としていることがわかった。

以上のような考えを背景として、今回電子入札制度を直ちに導入したいとする自治体は見られなかったが、説明会への参加希望や近隣市町村の動向への関心を記述する自治体もあった。

今回の調査は中小規模の自治体での実施例がない状態で意見を求めたものであるから、担当者の回答も予測的な判断にならざるを得ない。従って今後実施例をふまえての働きかけ等があれば、その時点で判断が変更される可能性も大いにあると思われる。

今回の結論は、「現時点での認識を示すもの」と限定して考えるべきであろう。

5. 資料

アンケートの回答集計結果

1 電子入札システムについて知っていますか

1.よく知っている	1
2.ある程度は知っている	45
3.ほとんど知らない	13

2.国土交通省では平成15年からほとんどすべての直轄事業に電子入札が導入されていることを知っていますか

1.知っている	29
2.知らなかった	30

3.「電子入札の導入によって自治体側の入札事務に要するコストが節減される」という意見がありますがあなたはどのように思いますか

1.そう思う	14
2.必ずしもそう思わない	41
3.そうは思わない	4

4.「電子入札の導入によって企業側でも入札に関するコストが節減される」という意見がありますがあなたはどのように思いますか

1.そう思う	27
2.必ずしもそう思わない	30
3.そうは思わない	2

5.「電子入札の導入によって入札の透明性が増す」という意見がありますがあなたはどのように思いますか

1.そう思う	29
2.必ずしもそう思わない	26
3.そうは思わない	2
無回答	2

6.「電子入札の導入によって工事の競争性が増して工事費の低減がはかられる」という意見がありますがあなたはどのように思いますか

1.そう思う	24
2.必ずしもそう思わない	34
3.そうは思わない	0

無回答 1

7.昨年度の貴町(村)における公共工事の発注についてお聞かせ下さい

98%以上	8
96%以上 98%未満	16
94%以上 96%未満	7
92%以上 94%未満	5
90%以上 92%未満	4
90%未満	10
未記入	9

アンケートの回答理由及び自由記述欄への記入事項

Q3 . 電子入札の導入によって自治体側の入札事務に要するコストが削減されるという意見がありますがあなたはどのように思いますか。

- 人的・事務的成本削減が期待できると思う
- 入札会の必要がなくなる
- 紙資源の節約など
- 入札参加者を増加させることで開札等に要する事務量も増加するが電子入札の導入により、その事務量を軽減することができる
- 工事件数が少ない自治体ではそう思わない。
- 電子入札のスケールのメリットが考えられる一般競争入札を本町は実施しない。
- 一回で落札の場合はよいが二回目となった場合時間がかかると思われます。
- 事務的には同レベルと思う。
- 電子入札に対してのシステム構築にかかる初期投資が必要。
- 市町村が対象とする企業はほとんど地元の小企業であり対応できない。
- 電子入札が行われても、調書、報告書等を課で回覧すると思うので、事務費節減になるとは思わない。
- 入札制度そのものを見直さなければ、事務量は変わらない。
- 初期投資、一元管理のための組織の新設、維持管理を要すること。
- 年間入札件数が少ない自治体では導入コストに見合うか疑問がある。
- 電子入札システム導入費が高額である。
- 導入までの費用、全国実施の際に足並みがそろわない。
- 導入時のシステムの設置費、その後の維持管理、保守等。
- 現在のところ入札件数が少なくシステム導入費用、保守料の金額次第ではコスト増大も予想される。
- 自治体側としては、従来より入札経費はほとんどかかっていないと思われるため。
- 本町の場合、現在の入札事務にそれほどコストを要していない。

- 導入、メンテ費用と現状の入札コストと比較をしてみないと不明。
- 電子入札に対応できるよう整備が必要となる。また地元業者の中には対応できる業者も少なく、紙による事務も併用することになり、煩雑化が予想される。
- 自治体の規模による。
- 機器設備、認証費用等の建設コストの増大。
- 電子入札システムの維持管理に相当の費用を要すると考えられる。
- 本町規模の場合（発注件数が少ない）コスト節減効果は少ないと思う。
- 事務の効率化は図られると思うがコスト節減は？
- 毎年減少している事業量に対して、システム導入及び運用コストが高すぎる。
- 電子入札を導入するのにコストがかかる。入札事務が繁雑化する。
- 小額の発注金額が大半であるため指名競争入札が多い。

Q4 . 電子入札の導入によって企業側でも入札に関するコストが節減されるという意見がありますがあなたはどのように思いますか。

- 入札者の人員が削減できる。
- 入札会場に出向かなくていい分コスト減だと思う。
- 紙資源の節約、人件費、移動コストの削減など
- 人間の移動分の省力化による。
- パソコン入力なので、入札の際の件費、事務費等の節減につながるのではと考えられる。
- 人件費、移動コストに限ればそう思う。がその他の経費が増える可能性もあると思う。たとえば、工事費見積もりがよりシビアにならざるを得ず、その人件費が建設コストに影響する事もあるかも。
- 入札参加者の旅費、人件費等が特に削減される。
- 人・物の移動が減る。
- 競争参加者の人件費、移動コストが減少。
- 入札の時間を制限されず交通費も節減できる。
- 移動費等の経費が節減されと考えられる。
- 一回で落札の場合はよいが二回目となった場合時間がかかると思われます。
- 小規模事業者にとっては人的、金銭的にも負担
- 市町村が対象とする企業はほとんど地元の小企業であり対応できない。
- 現在の入札の状況から入札のコストが節減されるほどかかっているとは思われない。
- ハード、ソフトの導入及び維持管理に相当の費用を要すると思われる。
- 政府入札に参加する一定規模以上の企業はともかく、地方の中小企業にあっては、初期投資、維持管理費が発生すること。
- 例えば交通費節減もその一つであるが、市町村レベルでは狭いエリアであり効果はない。
- 小規模な地元業者の排除につながる。
- 中小の業者では電子入札に対応するための設備投資が必要では？

- システム導入費、本人確認
- 事務の効率化は図られると思うがコスト節減は？
- 電子入札を導入するのにコストがかかる。入札事務が複雑化する。
- 小額の発注金額が大半であるため指名競争入札が多い。

Q5 . 電子入札の導入によって入札の透明性が増すという意見がありますがあなたはどのように思いますか。

- 公表することによって透明性は増す。
- 今よりは増すだろうが 100%談合防止になるか疑問。
- 入札のセキュリティが万全である場合に限る。
- 恣意的な行為が排除される。
- 入札結果等広くネット上で公表することにより透明性が増すと思われる。
- 第三者に確認できる。
- 入札の競争性、透明性の確保の観点からは望ましいが、不良・不適格業者の排除等の問題があり難しい。
- 入札する工事の概要等をインターネット上で公表するため。
- 誰でも閲覧できるようにすることで透明性が増すと考えられる。
- 談合に関して入札者が一堂に会しなくても別の手段で話し合いは出来る。
- 一般入札ではそう思う。指名競争入札ではそう思わない。
- 内容を具体的に把握していないため
- 国土交通省が持っているサーバーは安全なのか、ソフトウェアの公開に問題は生じないのか懸念される。
- 談合防止という点では効果があるかもしれないが、見えない相手に入札を実施することが果たして透明な入札か？
- 検証を要する事項であること。
- 指名競争入札等において事前に業者間での談合等が行われれば必ずしも工事費の低減につながると思わない。
- 所詮は発注者と企業の信用問題である。
- 透明性が増す理由が分かりません。
- システムの詳しい内容が分からない。
- 一般競争入札となると思うが発注機会がない

Q6 . 電子入札の導入によって工事の競争性が増して工事費の低減がはかられるという意見がありますがあなたはどのように思いますか？

- 透明性が増して談合がなくなれば低減ははかられるだろうけど、指名競争入札制度を採用しての電子

入札ではあまり効果は認められない。

- 指名、一般入札の参加者数が業者間で分からなくなる 談合がしにくくなる。
- 談合を防止するため
- 電子入札制度の普及により一般競争入札を行う場合が増えれば競争性は増すと思う。
- 入札の競争性、透明性の確保の観点からは望ましいが、不良・不適格業者の排除等の問題があり難しい。
- 競争性が増すことで落札率が下がることが予想されるため。
- 入札参加者がわからないことで談合が減少し競争性が増すと考えられる。
- 電子入札も紙入札も競争性は変わらないのではないのでしょうか。
- 内容を具体的に把握していないため
- 談合そのものを無くさない限り競争性が増すことは無い。
- 上記問 3～5 に関することが工事費に反映されるとは限らない。
- 競争相手が見えないため時と場合によって落札できないものが増え両極端な結果となるのでは。
- 業者間での接触は、なくなるとは限らないと思う。
- 目的物を完成させるための工法は、ある程度限られており、電子入札の導入だけで工事費の低減が図られるとは思えない。
- 設計図閲覧、現場説明会等の方法、入札参加者公表の有無等の環境整備が条件になること。
- 低入札だけが健全な公共工事のあり方とは思えない。
- 入札方法による。指名競争入札では低減がはかられるとは到底思えない。
- 競争性は増すが資材運搬費等の経費は増加が予想される。
- 受注者側に生じたメリットが受注金額に反映されるか疑問
- 一般競争入札となると思うが発注機会がない

Q8 . 入札制度及び電子入札に関して考えておられる課題があれば自由にお書き下さい。

- 電子入札については町レベルの入札（現在のところ従来の指名入札が主）ではそう劇的な効果（談合防止、入札に係わるコスト縮減）は望めないと思う。電子入札の効果を望むなら入札の制度を一般競争入札制度にし広い範囲での入札を可能とする必要がある。
- 本町では入札担当事務の者がおらず建設課で入札を実施しております。電子入札は非常に良いと思われませんが、一件の入札では担当者がつきっきりになるかと思われます。現行の紙入札では一件で5分～10分くらいで終わりますが電子入札の場合はどうでしょうか？一度福岡市で開かれた研修会に出席しましたがまだまだ先の事だと考えていました。長崎県でもシステム導入に関する説明会でも聞いていただけたらと思っていますが、聞くところによりますと電子入札と紙入札の併用はいろいろと問題があるようです。
- 町規模での発注工事に対応する中小業者が電子入札の導入を行えるか利用できるかも問題。
- 現在のところ導入予定はないが県、近隣市町村の動向をみて導入計画を立てたい。
- 導入に向けての環境システム等の説明会を開催してほしい。

- 地元企業のなかにはインターネット接続の環境が整っていないところもある。
- 中小企業の中にはインターネットをつないでいない会社もあるので、企業間の格差が生じないのか、また、つないでもインターネットを使いこなせない企業も出てくると思うので、行政側の対応も重要となってくると思う。電子入札と書面での入札の併用等。
- 電子入札の導入については、業者の負担を考えると、全国的に統一されたシステムであることが先ず第一の条件であると思われる。各自治体ごとに違うシステムでは、受注者側の対応が不可能ではないか。また、ネットワークを介して行う以上、セキュリティに対するより一層の教育が必要となるのではないか。いずれにしろ、入札に関わるすべての者（発注者、受注者問わず）の意識を変えなければ、方法を変え、制度の見直しを行っても、必ず不正は行われると思う。
- 競争性が高まることによって、倒産件数が増加し、地域経済が混乱する恐れがある。
- 事業所でのパソコン（インターネット）の普及。（当市においても小規模事業所での普及が低い）電子入札システム導入には多額の経費がかかる。審査通知等の事務量が増えることが予想される。
- 現在の財政状況では、導入コストの高いものは検討の余地もなく、低コストで企画的にも統一されたシステムが開発されれば全国的に普及するのでは。
- システム（ソフト）が土木積算システムのように独占状態にならないか懸念している。一般的に公共工事は一般工事より2～3割程高くなる。そのため利益も大きくなる事からそれが不正入札等の大きな原因でもあると考える。したがって根本の問題である公共工事の積算基準の見直し（公共工事標準歩掛、単価、諸経費を市場単価に近づける等）をしない事には電子入札導入によるメリットが半減すると思われる。
- 国、県などのように入札関係だけを担当する部署、職員がいれば良いが本町では発注から完成まで各課で（主に建設課）行うため導入のためには設備人材の充実が必要となる。
- 国、県等の事業であれば必要であるが、小さな市町村ではシステムの導入費用等を考えれば電子入札の導入は難しい。
- 電子入札システムの構築が良ければ（県内同一システム等）大手企業は十分に対応可能と思われる事から大規模工事には適しているかと思われる。しかしながら中小企業（零細企業）についてはシステムのハード費用、運用費用を考えると厳しいものがあるのではないかと考えられる。このため当分の間は電子入札規模に一定の制限をかけるべきであると思う。

課題 企業が複数のシステムを準備する必要がないよう同一システムの構築

課題 零細企業にも配慮した発注方法等運用面について

助成研究者紹介

石崎勝義

現職：長崎大学環境科学部教授（工学博士）

主な著書：土木工学ハンドブック等